

未成年者 宅建 H11-01-2【改】《#664》

【問】 正誤をつけよ。

満 18 歳に達した者は、父母の同意を得なければ、婚姻をすることができない。

【答え】 誤り

《ポイント1》 婚姻適齢【★基礎必須】

婚姻は、18 歳にならなければ、することができない。（民法 731 条）

⇒ 18 歳になれば、父母の同意なく、婚姻をすることができる

《ポイント2》 成年【★基礎必須】

年齢 18 歳をもって、成年とする。（民法 4 条）